

大津地方裁判所委員会兼大津家庭裁判所委員会議事録

1 日時

平成19年7月31日(火)午後2時～午後4時30分

2 場所

大津地方裁判所本館大会議室

3 出席者

(地方裁判所委員)五十音順・敬称略

梅原洋平, 小野寺亮也, 清水幾子, 濱田實穂, 長井秀典, 花崎政之, 湯川哲嗣

(家庭裁判所委員)五十音順・敬称略

荒川洋子, 円水成行, 川那邊正, 鈴木光枝, 住友寛, 竹下秀子, 十倉良一, 中山博晴, 湯川哲嗣

(庶務担当者)

東薫, 西山己埜一, 谷川佳史, 田中俊和, 竹口智之, 岡田吉峰

4 議事

(1) 委員の異動の報告

庶務担当者から, 地方裁判所委員について学識経験者委員2人及び検察官委員1人が, 家庭裁判所委員について学識経験者委員1人が, それぞれ交替した旨の報告があった。

(2) 新任委員の自己紹介

(3) 大津地方, 家庭, 簡易裁判所別館の見学

(4) 意見交換(「別館見学について」, 「裁判員制度について」)

発言要旨は別紙1のとおり

(5) 平成17年8月から2年間の委員会のとりまとめ

庶務担当者が別紙2に基づき報告

(6) 第2期裁判所委員会についてのアンケート調査に対する回答について

対応については, 委員会の意見を踏まえて, 裁判所において検討することとなった。

(7) 任期満了に伴う退任委員に対する御礼等

(8) 次回の開催日程

新委員委嘱後, 日程及び議題を調整の上, 開催することとした。

(別紙1)

発言要旨

(委員長, 学識経験者委員, 弁護士委員, 検察官委員, 裁判官委員, 事務担当者)

【別館見学の感想】

(家裁委員)

別館の法廷等の内部施設の仕様は、統一されているのか。

必ずしも統一されているわけではない。裁判所の規模に応じた仕様としている。

別館を見学した感想としては、さっぱりし過ぎていて、潤いを感じられない。観葉植物や絵があれば良かったのだが、寂しい感じがした。また、50年、100年保つような裁判所としての思想、意気込みが表れていない様式であるのが、至極残念である。

別館1階にある書記官室の扉から中を見ることができ、これまでの閉鎖的な感じと異なり、市民に開かれた開放的なイメージを感じさせる。

殺風景な感じがした。一方、車イスなどの利用に配慮されているのはよいことだ。

従前の法廷に比べ法廷の法壇からの目線の高さが低くなっているのが印象的である。

建物内の色使いを温かみのある色にしてはどうか。また、本館と別館との通路に屋根がないため、雨の日など不便であり、工夫が必要かも知れない。

検察官の立場から見ると、法廷内にモニターが設置されるなど、仕事がしやすくなるので、早くここで仕事をしてみたい。床もカーペットとなっており、温かみのあるイメージだ。

(地裁委員)

突貫工事にもかかわらず車イス対応の設備なども整っている。ただ、検察官控え室については、狭く日当たりが悪いのが唯一の不満点である。

従来の裁判所の建物の重苦しさが改善されていると思う。ただ、滋賀県なのだから、壁紙などでさざなみなどの滋賀をイメージするような装飾があっても良かったのではないか。まずは、この設備を十分活用することが重要である。

暗い、重いというのが裁判所のイメージであるが、別館は清潔感があり、また明るめの調度品もあり、気持ちがいい印象である。また、裁判官及び裁判員が利用する設備については、両者を隔てるものがなく好印象をもった。

明るく、きれいな印象である。法廷にモニターなどが設置されるようになれば、さらにいい法廷になると思う。

取材でいろいろな法廷を見てきたが、裁判官、裁判員の9人の席が並ぶ法廷を見て、裁判が変わるのだなと思った。法壇の高さはそれほど高くなく、また裁判員のプライバシー保護の配慮がなされている。

いろいろなご意見を賜り、ありがたく思う。できあがったこの設備を最大限に効率よく使っていきたい。

【裁判員裁判について】

これまでの地家裁委員会での御意見を踏まえ、今後の裁判員裁判の実施に向けて、裁判所が何をすべきか、御意見を伺いたい。

(家) 法律用語についてだが、分かっている人には分かるが、一般の人には分からないと思う。今からでも普通に使っている言葉で平易な表現に変えていく必要がある。

(地) 法廷での法律用語の使用については、すでに大部変化していると思う。すべての事件で変化しているわけではないが、努力しているところである。また、裁判員がいる、いない、とで大きく変わるであろう。判断者として、「分かってもらわなければならない」という意識はすでに浸透している。

(地) 大津地裁における裁判員裁判対象事件の事件数、裁判の審理日数、裁判員候補者の質問手続きなど、どのように想定されているのか。

(地) 大津地裁では年間30～40件、審理日数として2日コースが2割、3日コースが5割、3日超5日以内が2割、5日を超えるものが1割と想定している。裁判員候補者に対する質問手続きについては、正直やってみないとわからない。裁判員候補者の中には、事件報道で偏見をもってしまっている人もいるかも知れない。大きく報道されている事件では、テレビを見ましたかという程度の質問は出るであろう。

(地) 裁判員裁判について、一番の問題は中小企業への対応だと思う。中小企業では、まだまだ裁判員裁判については理解不足だと思う。

(地) 企業に対しては、広報活動を一定程度しているものの、一般家庭には裁判員裁判に対する理解、認識がまだまだ浸透していないので、もっと積極的に広報活動を行うべきだ。

(家) 一般家庭への広報として、少しはお金をかけて広報していかなければならないと思う。

(地) 小規模、零細企業については、これまでの裁判員模擬裁判への協力の依頼などを通じて、従業員の裁判への参加は企業にとって負担が重いものであると認識している。8月下旬に開催を予定している模擬裁判への参加も残念ながら少ないのが現状である。小規模、零細企業にとっての具体的な支障や負担の重さについて、今後とも情報収集に努め、辞退事由の判断例を積み重ねていきたい。

2年間の活動状況等について

大津地方・家庭裁判所

		地方裁判所委員会	家庭裁判所委員会
1	開催日	平成17年11月30日	平成17年11月1日
	内容	事務局から、8人の委員が新任の委員であること及び任期について説明があった後、過去2年間の地裁委員会の活動についての概要説明と地裁の業務等の説明が行われた。そして、委員会では、次回のテーマについて意見交換された。	事務局から、7人の委員が新任の委員であること及び任期について説明があった後、過去2年間の家裁委員会の活動についての概要説明と家裁の業務等の説明が行われた。そして、委員会では、次回のテーマについて意見交換された。
	意見	○一般的には、裁判員制度という言葉は聞いたことがあるが、その内容については知られていない。 ○裁判員制度について考えるなら法教育についても併せて考える必要がある。	○裁判所のホームページは難しく、まだまだ目線が高い。また、どういうビジョンを持っておられるのか分からない。 ○裁判員制度ともかかわってくる課題として、法教育への取組の強化の必要性を感じる
2	開催日	平成18年3月2日	平成18年3月9日
	内容	法務省作成の広報ビデオ「もしもあなたが選ばれたら」を視聴した後、意見交換を実施。意見交換では、制度に関する質疑応答や大津地裁での今までの広報活動の紹介を行った。	同左
	意見	○素人が人を裁けるのか不安。 ○辞退事由をもっと具体的に示してほしい。 ○裁判の日数が2日を越えると休みづらいので、休暇制度を整備する必要がある。また、みんなが裁判員に対する理解を深める必要があり、広報活動が大事である。 ○評議については裁判長の進行方法が重要であるので、模擬裁判等を通して研鑽してほしい。 ○大津市議会でも法教育について質問などがあったので、裁判所の協力をお願いしたい。	○裁判員としての拘束時間はどれくらいか。 ○裁判員が危害を加えられる恐れはないか。 ○裁判員候補者としての面接は、主に個々人の事情を聞くのか、それとも能力を見るのか。 ○裁判員制度のアピールが先決ではないか。裁判員制度が導入されることによって、何がどう良くなるのかを国民に示す必要がある。
3	開催日	平成18年8月21日	平成18年9月4日
	内容	委員会開催前に刑事事件を傍聴。現在の刑事裁判の流れ、及び裁判員制度に関する説明の後、意見交換を実施。意見交換では、裁判員制度に裁判員制度に関する質疑応答から始まり、大津地裁の今までの広報活動を紹介した後、裁判員制度の円滑な導入に向けての社会環境の整備に関して議論した。	同左
	意見	○量刑判断は難しい。前例など、基準となるような資料が必要ではないか。 ○子育て、要介護の家族を抱えた人のケアが必要なのではないか。 ○中小企業や零細企業に裁判員のための特別休暇を創設してもらうには、裁判員制度に対する経営者の理解が不可欠である。 ○個人経営者が裁判員となる場合には、経済的な補償も必要ではないか。 ○国の施策なので、国が企業に対して、通達を出すなどして、社員を裁判員裁判に積極的に参加させることはできないのか。	○思想・信条を理由に裁判員を辞退できるのか。 ○量刑判断は難しい。前例など、基準となるような資料が必要ではないか。 ○評議では、説得力のある人の意見に流されるのではないか。 ○単なる多数決では、裁判員に不満が残ると思われるので、少数意見の人も納得できるように十分議論を尽くした上で、評決すべきである。 ○県内には、中小企業が圧倒的に多い。休暇制度の創設などの協力を求めるには、企業の社会的責任に訴えかける必要がある。
4	開催日	平成19年2月19日	平成19年3月5日
	内容	前回に引き続き、裁判員制度について意見交換したが、まず、事務局から、前回委員会の開催以降、裁判員制度についての新聞報道や大津地方裁判所において行った社会環境の整備に向けての働きかけを報告した後、社会環境整備について意見交換をした。また、1月に3日間連続で行った本格的な裁判員模擬裁判について担当裁判官が報告した後、裁判員として裁判に参加することへの不安感、負担感の軽減方法について意見交換をした。	前回に引き続き裁判員制度をテーマとした。まず、3月3日(土)に開催した「裁判員制度全国フォーラム2007 in 滋賀」の結果報告を行い、参加した委員の感想などを伺った。さらに、事務局から、前回委員会の開催以降、裁判員制度についての新聞報道や大津地方裁判所において行った社会環境の整備に向けての働きかけを報告した後、社会環境整備について意見交換をした。また、1月に3日間連続で行った本格的な裁判員模擬裁判について担当裁判官が報告した後、裁判員として裁判に参加することへの不安感、負担感の軽減方法について意見交換をした。
	意見	○従業員等が裁判員として参加することについては、少人数の中小零細企業についてはなかなか難しいものがある。 ○広報については、全ての家庭に行き渡るよう、自治会を通じて広報紙を全戸配布するとか、リビング(情報紙)に載せるなどしてはどうか。 ○負担感の軽減には、手当の充実や休暇制度の拡充が必要になるが、不安感を感じない人はいないので、裁判員制度が動き出して、皆が実際の感覚を共有することによって初めて浸透していくのではないか。	○中小企業などは、一人抜けると業務に支障を来すので、理解を得ることが難しいと思われる。 ○滋賀県では、会社員以外に、農業に従事している人も多い。農協を通しての広報も考えるべきである。滋賀県の県民に対し、様々な広報手段を用い、草の根的、全体的な広報が必要と思われる。また、障害者団体への広報活動も検討すべきではないか。 ○女優のリーフレットなどは、制度の広報よりも女優に注目が集まってしまうのではないか。有名な女優を起用することは、裁判員制度の内容をしっかりと伝える広報という点では疑問がある。 ○一般の人にとっては、法壇に座ることだけでも強い緊張感、不安感を覚えるのではないか。また、重大な事件の評議で意見を述べたことを深刻に受け止め、後々引きずり、トラウマになる人も出てくるのではないか。